

◆◆一般社団法人日本鉱物科学会平成29年度各賞受賞候補者募集推薦のお知らせ◆◆

一般社団法人日本鉱物科学会運営細則表彰等第26条には以下のように各賞が設けられており、それぞれ内規が定められております。「表彰等 第26条 本会に日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会研究奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、および櫻井奨励賞設ける。また必要に応じて、年会における優秀な研究発表、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献に対して表彰を行う。」

上記の内 **【1】日本鉱物科学会賞** **【2】日本鉱物科学会研究奨励賞** **【3】日本鉱物科学会応用鉱物科学賞** は受賞候補者の募集、推薦を行いますので、以下の要領に沿って受賞候補者の推薦をお願いします。
詳細は次頁の日本鉱物科学会運営細則第26条及び各賞規定をご覧ください。

【1】平成29年度日本鉱物科学会賞受賞候補者の募集

日本鉱物科学会賞は、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員に対して贈呈され、その業績を称えることを趣旨として設けられたものです。以下の要領で受賞候補者をご推薦ください。

- ◆提出書類：1. 候補者の氏名、所属及び連絡先(住所、E-mail、電話)
2. 推薦者の氏名、所属及び連絡先(住所、E-mail、電話)
3. 受賞対象となる業績題目とその具体的内容(日本語で1500～2000字程度、あるいは英語で500words程度)
4. 業績リスト(主要業績10点を明示してください)
- ◆書類送付先：これらの書類を下記メールアドレス宛て(川本、宮脇の両方)にPDF形式で添付し提出してください。
川本竜彦：kawamoto@bep.vgs.kyoto-u.ac.jp 宮脇律郎：miyawaki@kahaku.go.jp
電子メール送付が困難な場合、郵送(川本宛)でも受け付けます。
郵送の場合：〒606-8502 京都市左京区北白川追分町
京都大学理学研究科 地球惑星科学専攻 地球熱学研究施設京都分室 川本竜彦
- ◆推薦締切日：平成30年3月30日(金)必着
- ◆選考方法：選考委員会は推薦された候補者の業績等に基づき審査を行い、授賞に値する候補者を一般社団法人日本鉱物科学会会長に推挙し、理事会の承認を経て決定されます。

=====平成29年度日本鉱物科学会賞選考委員会委員=====

委員長：川本竜彦、副委員長：宮脇律郎
委員：井上 徹、大藤弘明、大和田正明、鍵 裕之、小暮敏博、佐藤 努、中村美千彦、平島崇男、土山 明(会長)

【2】平成29年度日本鉱物科学会研究奨励賞受賞候補者推薦のお願い

日本鉱物科学会研究奨励賞は、鉱物科学および関連分野において顕著な業績をあげた、2018年(平成30年)4月1日時点で37歳以下の会員に贈呈されます。

- 下記の要領で受賞候補者をご推薦ください。自薦・他薦を問いません。また、選考委員からの推薦も受け付けます。
- ◆提出書類：1. 受賞候補者の氏名・生年月日・所属・E-mail
2. 受賞対象となる業績内容(A4で1ページ)および論文リスト(主要論文3編を記載する)
3. 他薦の場合、推薦者の氏名・所属・E-mail
 - ◆書類送付先：これらの書類を下記メールアドレス宛て(三河内・奥村の両方に)にPDF形式で添付し提出してください。
三河内 岳：mikouchi@eps.s.u.tokyo.ac.jp 奥村 聡：sokumura@m.tohoku.ac.jp
なお、電子メール送付が困難な場合、郵送(三河内宛)でも受け付けます。
郵送の場合：〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1
東京大学大学院理学系研究科 地球惑星科学専攻 三河内 岳
 - ◆推薦締切日：平成30年3月30日(金)必着
 - ◆選考方法：選考委員会は推薦された候補者の業績に基づき審査を行い、授賞に値するものを選び、一般社団法人日本鉱物科学会会長に報告し、理事会の承認を経て決定されます。

=====平成29年度日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会委員=====

委員長：三河内 岳、副委員長：奥村 聡
委員：井上 徹、鍵 裕之、黒澤正紀、下林典正、大藤弘明、河上哲生、森下知晃、門馬綱一

【3】平成29年度日本鉱物科学会応用鉱物科学賞受賞候補者推薦のお願い

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞は、鉱物科学の応用研究分野で顕著な研究業績をあげた方に贈呈されます。下記の要領にて 受賞候補者をご推薦ください。なお、会員でなくても受賞者となることができます。

- ◆提出書類：下記の提出書類(A4判使用)をお送りください。
1. 受賞候補者の氏名・所属・連絡先(住所、Tel、Fax、E-mail)
2. 受賞対象となる業績
3. 推薦者の氏名・所属・連絡先(住所、Tel、Fax、E-mail) 但し、非会員をご推薦いただく場合は、その旨を明記ください。
- ◆書類送付先：これらの書類を下記メールアドレス宛て(鈴木・門馬の両方に)にPDF形式で添付し提出してください。
鈴木正哉：E-mail:masaya-suzuki@aist.go.jp 門馬綱一：k-momma@kahaku.go.jp
なお、電子メール送付が困難な場合、郵送(鈴木宛)でも受け付けます。
郵送の場合：〒305-8567 茨城県つくば市東1-1-1
産業技術総合研究所 地圏資源環境研究部門 地圏化学研究グループ 鈴木正哉
- ◆推薦締切日：平成30年3月30日(金)必着
- ◆選考方法：選考委員会は推薦された候補者の業績に基づき審査を行い、原則として1名の方を選び一般社団法人日本鉱物科学会会長に報告し、理事会の承認を経て決定されます。

====平成29年度日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会====

委員長：鈴木正哉、副委員長：門馬綱一
委員：佐藤 努、長瀬敏郎、宮脇律郎、門馬綱一、吉朝 朗、上原誠一郎、黒澤正紀、小暮敏博、永井隆哉

運営細則 表彰等

- 第26条 本会には日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会研究奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞を設ける。また必要に応じて、年会における優秀な研究発表、鉱物科学ならびに学会活動への特別な貢献に対して表彰を行う。
- 2 本会は、鉱物科学及びその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員に対し、日本鉱物科学会賞を贈呈する。
 - 3 本会は、渡邊萬次郎博士の寄付金を基金とし、鉱物科学及びその関連分野において卓越した研究業績をあげ、長年にわたりこれらの分野の発展に貢献した者に、渡邊萬次郎賞を贈呈する。
 - 4 本会は、会誌に発表された本会会員による優れた研究論文を選び、その著者に対し、日本鉱物科学会論文賞を贈呈する。
 - 5 本会は、研究の奨励を目的として、顕著な研究業績をあげた関連分野における若手の会員に対し、日本鉱物科学会奨励賞を贈呈する。
 - 6 本会は、鉱物科学の応用研究分野で顕著な業績をあげた者に対し、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞を贈呈する。
 - 7 本会は、櫻井記念基金を基とし、新鉱物の発見に貢献し記載鉱物学の分野で顕著な業績をあげた会員に対し、櫻井賞を、記載鉱物学上の顕著な業績のあった若手の会員に対し、櫻井奨励賞を贈呈する。
- 第27条 日本鉱物科学会賞、渡邊萬次郎賞、日本鉱物科学会論文賞、日本鉱物科学会奨励賞、日本鉱物科学会応用鉱物科学賞、櫻井賞、及び櫻井奨励賞の受賞者の選考は、別に定める各賞の規程にしたがって行い、理事会において決定する。

日本鉱物科学会賞規定

- 第1条 本規定は、運営細則第26条第2項により、表彰に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会には日本鉱物科学会賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学およびその関連分野で顕著な研究業績をあげた会員にこれを贈呈し、その業績を称える。
- 第3条 本賞の贈呈は原則として毎年2名以内とし、総会において受賞者を表彰する。
- 第4条 本賞受賞者を選考するために、本会には日本鉱物科学会賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。
- 第5条 委員会は11名の委員で構成する。
1. 11名のうち、1名は会長とし、10名は理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して（なお、平成28年度に限り任期3年目の理事が担当する）、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
 2. 委員の任期は、新委員の選出が行われる第1回定例理事会の日から、表彰を行う定例総会終了時までとする。
 3. 委員長は委員の中から会長が指名し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
 4. 委員長は会務を統括する。
 5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
 6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
 7. (1) 辞退者がでた場合、および(2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。
- 第6条 本賞の選考は次の通り行う。
1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
 2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
(イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）
(ロ) 受賞対象となる業績
(ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。
 3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。
- 第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。
- 第8条 本賞を受賞した者は、年会において学会賞受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。
- 第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。
- 第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Award とする。
- 第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。
- 附則 この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

日本鉱物科学会研究奨励賞規定

- 第1条 本規定は、運営細則第26条第5項により、表彰に関する必要な事項を定める。
- 第2条 本会には日本鉱物科学会研究奨励賞（以下本賞」という）を設け、鉱物科学およびその関連分野において顕著な研究業績をあげた当該年度4月1日時点で37歳以下の若手の会員に対し、本賞を贈呈する。
- 第3条 本賞の贈呈は原則として年2件以内とし、総会において受賞者を表彰する。ただし、本賞の授与は同一人に対しては一度限りとする。
- 第4条 本賞受賞者を選考するために、本会には日本鉱物科学会研究奨励賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。
- 第5条 委員会は10名の委員で構成する。
1. 委員は、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。但し、委員のうち、2名以上は理事とする。
 2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
 3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
 4. 委員長は会務を統括する。
 5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
 6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
 7. (1) 辞退者がでた場合、および(2) 何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。
- 第6条 本賞の選考は次の通り行う。
1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
 2. 会員は、公募記事にしたがって本賞受賞候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、

- (イ) 受賞候補者名とその所属（連絡先）
- (ロ) 受賞対象となる業績
- (ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。

3. 委員会は、期日以内に推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を原則として2名以内を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、年会において受賞講演を行い、講演内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名は、Japan Association of Mineralogical Sciences Award for Young Scientists とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則 この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。

日本鉱物科学会応用鉱物科学賞規定

第1条 本規定は、運営細則第26条第6項により、表彰に関する必要な事項を定める。

第2条 本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞（以下「本賞」という）を設け、鉱物科学の応用研究分野で顕著な研究業績をあげた者にこれを贈呈し、その業績を称える。

第3条 本賞の贈呈は、原則として毎年1名とし、総会において受賞者を表彰する。

第4条 本賞受賞者を選考するために、本会に日本鉱物科学会応用鉱物科学賞選考委員会（以下「委員会」という）を設ける。

第5条 委員会は10名の委員で構成する。

1. 委員は、理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長がこれを委嘱する。但し委員のうち、2名以上は理事とする。
2. 委員の任期は2年とし、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに係る定例総会終了時までとする。毎年その半数を交代する。再任を妨げない。
3. 委員長は原則として2期目の委員の中から会長が指名し、副委員長は原則として1期目の委員の中から委員長が指名する。
4. 委員長は会務を統括する。
5. 副委員長は、委員長が受賞候補者となった場合および委員長に事故があったとき、これを代行する。
6. 委員が受賞候補者となった場合は、委員を辞退するものとする。
7. (1)辞退者がでた場合、(2)委員会が必要と認めた場合、および(3)何らかの理由により欠員を生じた場合、必要に応じ理事会の議を経て委員を補充することができる。

第6条 本賞の選考は次の通り行う。

1. 委員会は、毎年本賞受賞候補者推薦公募に関する記事を、岩石鉱物科学誌に掲載する。
2. 会員は公募記事にしたがって、本賞受賞者候補者を委員会に推薦する。この推薦に際しては、
 - (イ) 受賞候補者名およびその所属（連絡先）
 - (ロ) 受賞対象となる業績
 - (ハ) 推薦者名とその所属（連絡先）を記述した文書を添える。但し、非会員を推薦する場合はその旨を明記する。
3. 委員会は、推薦された候補者の業績を吟味し、必要な場合は調査して、授賞に値すると認められた者を原則として1名を選び、選考理由書を添えて第2回定例理事会の日までに会長に選考結果を報告する。

第7条 会長は、前条によって報告された受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て本賞受賞者を決定する。

第8条 本賞を受賞した者は、研究内容を岩石鉱物科学誌に執筆することを原則とする。

第9条 表彰は賞状および記念品などとし、定例総会において贈呈される。

第10条 本賞の英文名はJapan Association of Mineralogical Sciences Award for Applied Mineralogy とする。

第11条 本規定は、理事会の議を経て変更することができる。

附則 この規定は、法人設立登記の日から適用されるものとする。